

山梨県公報

第二千三百十三号

平成二十五年

四月十一日

木曜日

目次

都市計画の変更(二件).....	二五三
基本測量の終了.....	二五三
公共測量の終了.....	二五三
正誤.....	二五三
平成二十五年三月五日付号外第十二号中.....	二五四

告示

山梨県告示第五百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路の変更

(三・四・三十二号 新環状・緑が丘アクセス線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第五百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十

八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府都市計画公園の変更

(六・五・二号 緑が丘スポーツ公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公告

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十五年三月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年四月十一日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業期間 平成二十四年五月十四日から平成二十五年二月二十二日まで

三 作業地域 南巨摩郡早川町

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年三月二十九日付けで山中湖村から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年四月十一日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 公共測量(道路台帳整備)

二 作業期間 平成二十四年七月二日から平成二十五年三月二十八日まで

三 作業地域 南都留郡山中湖村全域

正 誤

平成二十五年三月五日付山梨県監査委員告示第四号（監査の結果に関する報告の公表）

三六ページ下段中

「	「
「出振金」(出振率 75.7%)	450,000,000円
「	「
「出振金」(出振率 50.5%)	300,000,000円
」	」

誤り。

は の